

《修士論文要旨》

## 『延喜式』の御贄に関する一考察

本稿は祭祀に用いられる贄の考察である。「贄」とは神または天皇に貢納する食料品貢納制度ないし慣行であると簡単に定義付けられてしまうが、その実態については未だに議論が続いている。贄が奈良時代において貢納されていたことは平城宮や藤原宮から出土される木簡によって明らかとなっているにも関わらず、奈良時代の法令規定である養老律令には贄に関する規定は見られず、『延喜式』に至って初めて規定されることが要因である。

贄の研究は『延喜式』の規定内容の検討から始まるのだが出土木簡の増加に伴い研究対象は木簡へと移り、現在の贄の研究はほとんどが木簡の検討を中心としている。しかし『延喜式』の贄規定はまだ明らかとなっていない点も多い。特に『延喜式』の贄を中心に論じた今までの研究は、天皇の食事に関する供御としての贄を中心に論じられているものがほとんどで、神祇式に規定されている祭祀に用いられる贄についての研究はされていないと言っても過言ではない。そこで本稿では『延喜式』に規定されている神祇式の贄を中心に、祭祀に用いら

れている贄がどのような形態を有していた貢納品であるのかを明らかにする。

まず品目の検討である。『延喜式』に贄の貢納が記載されている五つの祭祀について、その他の史料も参照しながら贄として規定されている品目を分類した。その結果、『延喜式』に明文化されている贄を二種類に分けることができた。一つは祭祀に伴い神に捧げる食料品である。祭祀に用いられる贄のほとんどはこの意味を持つ品目であると考えられ、「贄」として挙げられる品目には米・稻・酒が含まれない、水産物や蔬菜、鳥獣の肉類であることが明らかとなった。そしてもう一つは、単なる食料品ではなく獻物として天皇に貢獻される贄である。これは出雲国造が天皇に賀詞と共に宝物を奉る祭祀において規定されている神祇式の贄の中でも特殊な例である。品目は出雲国で採れる神聖な水で、玉や横刀と同等の宝物として献上されている。つまり、神祇式に規定されている「贄」には従来定義されているような、神に捧げる食料品という意味ももちろんあるが、天皇に献上する在地

\* 齋 藤 美悠紀

で採れる珍しい物、貴重なものを指す意味も含まれていることが明らかとなった。

次に贄の取取方法を検討する。広瀬龍田祭と松尾祭を検討してみると、この二つの祭における贄の取取方法が特殊であることが明らかとなった。すなわち広瀬龍田祭は大和国の五穀豊穰を祈願した国家的祭祀であったため、贄は大和国の正税を交易することで調達し、松尾祭は平城京の守護神を祀る祭祀であるため、贄を調達する費用として大蔵省より銭が与えられた。これらの取取方法は「特殊」であり、一般的な贄の取取方法とは異なっていたため『延喜式』にその調達方法が例外として明文化されたのである。

これに対して一般的な贄の取取方法は、『延喜式』の規定より「祭料」や「供神調度」が神社に属する神戸によって供出されていることが分かるため、神戸の貢納であると言える。よって、祭祀に用いられる贄は神祇官の管理のもと調達準備されるものと、神社に属する神戸から貢納される神祇官の関与しないものの二種類があることが指摘できるのである。

本稿を通して神祇式の贄を取取形態ごとに五つに分類した。まず一つ目が伊勢神宮において神宮の神域支配の象徴として貢納された贄である。二つ目は大和国の五穀豊穰を祈願した広瀬龍田祭において貢納される贄で、国家的な祭祀であるため正税を交易することで調達された。三つ目は松尾祭において調達される贄である。松尾祭は平安京の守護神を祀る祭祀であるため神祇官の申請により大蔵省から供出され

ている。四つ目は『延喜式』に規定されていない祭祀と伊勢神宮において、神社に属する神戸等により貢納される贄である。この形態は神祇式の贄の大部分を占めている貢納で、神社と贄の本源的な関係を示している。五つ目は出雲国造より天皇に献上された宝物の一種としての贄である。これは神に捧げる食料品とは異なるもので、天皇が若返り、天皇の御世と聖寿が長く続くことを願って神聖な水が捧げられるのである。

以上の検討により、祭祀に関して用いられた神祇式の贄は、本源的な神への捧げものという性格を一方では保ちつつ、また一方では祭祀の増加や定例化に伴って贄の貢納が神祇官の関与する職掌として税目などのように義務として規定されることとなった。そうした背景により、神祇式の贄は天皇供御のための贄とは性格や貢納形態を異にし、『延喜式』に規定される段階には全く別の貢納物として捉えられているのである。したがって『延喜式』の贄に関する規定には天皇供御のための贄と、神祇式の祭祀に用いるための贄があり、それぞれ別の貢納物として規定されていたことが明らかとなった。